

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 44 大分県	(2)市町村区分 214 国東市	(3)所轄庁区分 44214	(4)法人番号 3320005004358	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人秀秀会	(8)主たる事務所の住所 大分県	(9)主たる事務所の電話番号 0978-69-0101	(10)主たる事務所のFAX番号 0978-69-0500	(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所	(13)法人のホームページ http://shuukeikal.com/	(14)法人のメールアドレス syuukelen@river.ocn.ne.jp	(15)法人の設立認可年月日 昭和56年11月12日	(16)法人の設立登記年月日 昭和56年12月1日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7~9	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	-----	-----------	---	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
中嶋孝一	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	2
藤原敬	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
末原静子	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
熊橋	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	1
井上伯雄	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	2
徳丸忠敬	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
栗本至	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
菅隆道	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0	2 特例無
----------	---	----------	---	----------------------	---	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の職名	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特別関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
古城美枝	1 理事長（会長等含む）	平成22年6月12日	1 常勤	平成27年11月28日	管理者	2 無
古城和敏	3 その他理事	H29.4.1 ~ 平成29年6月30日	2 非常勤	平成29年3月11日	大学教員	2 無
山中敏子	3 その他理事	H29.4.1 ~ 平成29年6月30日	2 非常勤	平成29年3月11日	施設職員	2 無
中島健博	3 その他理事	H29.4.1 ~ 平成29年6月30日	2 非常勤	平成29年3月11日	施設職員	2 無
西和徳	3 その他理事	H29.4.1 ~ 平成29年6月30日	2 非常勤	平成29年3月11日	施設職員	2 無
小嶋美佳	3 その他理事	H29.4.1 ~ 平成29年6月30日	2 非常勤	平成29年3月11日	施設職員	2 無

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職業	(3-3)監事の任期	(3-4)監事要件の区分別該当状況	(3-5)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-6)監事選任の評議員会議決年月日
安見修一	会社員	H27.12.1 ~ 平成29年11月30日	2 無	2 無	平成27年11月28日
尾上耕造	国東市臨時職員	H27.12.1 ~ 平成29年11月30日	3 社会福祉事業に意見を有する者（その他）	3 社会福祉事業に意見を有する者（その他）	平成27年11月28日

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	0	(2)施設・事業所職員の人数	23
①常勤専従者の実数	0	①常勤専従者の実数	23
②常勤兼務者の実数	0	②常勤兼務者の実数	6
③非常勤者の実数	0	③非常勤者の実数	18
常勤換算数	0	常勤換算数	6.0
常勤換算数	0	常勤換算数	9.8

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
---------------------	---------------------------------	----------------

008	いきいき子クラブ	イ大規模修繕	02090101	障害児通所支援事業（児童発達支援）	いきいき子クラブ	1 行政からの員外等	1 行政からの員外等	平成26年5月1日	10	321
		大分県	国東市	国東町小原 3 2 3 3 - 1						0
008	いきいき子クラブ	イ大規模修繕	02090103	障害児通所支援事業（放課後デイサービス）	いきいき子クラブ	1 行政からの員外等	1 行政からの員外等	平成26年8月1日	10	1,727
		大分県	国東市	国東町小原 3 2 3 3 - 1						0
010	親ホーム	イ大規模修繕	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）	親ホーム	2 民間からの員外等	2 民間からの員外等	平成7年10月1日	21	6,356
		大分県	国東市	武蔵町系原 3 3 4 4 - 4						0
011	秀溪園(居宅介護)	イ大規模修繕	02130101	障害福祉サービス事業（居宅介護）	秀溪園			平成18年10月1日	0	0
		大分県	国東市	武蔵町手野 1 0 6 5 - 2		3 自己所有	3 自己所有			0
012	秀溪園(移動支援)	イ大規模修繕	02130403	移動支援事業	秀溪園			平成18年10月1日	0	0
		大分県	国東市	武蔵町手野 1 0 6 5 - 2		3 自己所有	3 自己所有			0
003	秀溪園(就労移行支援)	イ大規模修繕	02130111	障害福祉サービス事業（就労移行支援）	秀溪園			昭和57年4月1日	6	580
		大分県	国東市	武蔵町手野 1 0 6 5 - 2		3 自己所有	3 自己所有			0

1.1 前会計年度における事業等の概要 (2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称		⑤事業所の土地の保有状況	⑥事業所の建物の保有状況	⑦事業所単位の事業開始年月日	⑧事業所単位の定員	⑨年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
				④社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	③事業所の所在地					
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)			ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) --1 修繕年月日(1回目)	(ア) --2 修繕年月日(2回目)	(ア) --3 修繕年月日(3回目)	(ア) --4 修繕年月日(4回目)	(ア) --5 修繕年月日(5回目)			(イ) 修繕費合計額(円)

1.1 前会計年度における事業等の概要 (3) 収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称		⑤事業所の土地の保有状況	⑥事業所の建物の保有状況	⑦事業所単位の事業開始年月日	⑧事業所単位の定員	⑨年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
				④社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	③事業所の所在地					
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)			ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) --1 修繕年月日(1回目)	(ア) --2 修繕年月日(2回目)	(ア) --3 修繕年月日(3回目)	(ア) --4 修繕年月日(4回目)	(ア) --5 修繕年月日(5回目)			(イ) 修繕費合計額(円)

1.1 前会計年度における事業等の概要 (4) 備考

--

1.1-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
子育て支援に関する事業	ペアレントプログラムの実施 子育て支援のプログラムを年3~4か所で開催	国東市内
日常生活支援状態の軽減・悪化防止事業	高齢者・障害者への配食サービス 高齢の方・障がいのある方への昼・夕食の配食	国東市内
地域における公益的な取組	交流ルーム「ひなた」の設置運営 日中の居場所の確保と交流	国東市武蔵町

1.2 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)	112,230,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1.3 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 情報公開の取組

①任意事項の公表の有無	
②事業報告	2 無
③財産目録	2 無
④事業計画書	2 無
⑤第三者評価結果	2 無
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	2 無
⑧附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	171,542,099
②施設・設備に係る公費（円）	630,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用（年額）（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	特になし
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（独）福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
0001 流動資産	80,762,749	84,694,228	-3,931,479	0006 流動負債	8,914,442	11,489,139	-2,574,697
1111 現金預金	48,151,624	52,044,336	-3,892,712	2112 事業未払金	4,397,887	6,849,065	-2,451,178
0001 現金	61,657	17,302	44,355	2131 未払費用	3,286,288	3,405,902	-119,614
0002 預金	43,868,106	48,189,865	-4,321,759	2132 預り金	1,041	1,234,172	-1,233,131
0003 預金(就労)	4,196,847	3,814,745	382,102	0001 所得税	1,041	103,410	-102,369
0004 現金(就労)	25,614	22,424	2,690	0002 県市民税		179,100	-179,100
1131 事業未収金	30,966,125	32,248,853	-1,282,728	0003 健康保険料		360,605	-360,605
1132 未収金	1,280,000		1,280,000	0004 厚生年金保険料		581,017	-581,017
1161 立替金		69,039	-69,039	0005 県退職共済		8,840	-8,840
1163 前払費用	365,000	332,000	33,000	0006 県互助共励		1,200	-1,200
0002 固定資産	171,955,586	174,029,695	-2,064,109	2133 職員預り金	1,229,226		1,229,226
0003 基本財産	109,641,909	115,427,698	-5,785,789	0001 所得税	108,663		108,663
1211 土地	20,524,659	20,524,659		0002 県市民税	253,500		253,500
1212 建物	89,117,250	94,903,039	-5,785,789	0003 健康保険料	407,459		407,459
0004 その他の固定資産	62,323,677	58,601,997	3,721,680	0004 厚生年金保険料	459,004		459,004
1311 土地	161,170	161,170		0006 県互助共励	600		600
1312 建物	9,673,734	10,804,621	-1,130,887	0007 固定負債	23,738,189	25,069,829	-1,331,640
1313 構築物	863,967	563,291	300,676	2311 設備資金借入金	11,483,000	13,487,000	-2,004,000
1314 機械及び装置	21	24	-3	2321 退職給付引当金	12,255,189	11,582,829	672,360
1315 車両運搬具	9,367,294	9,368,050	-756	負債の部合計	32,662,631	36,658,968	-3,996,337
1316 器具及び備品	8,868,605	5,827,615	3,040,990	純 資 産 の 部			
1321 権利	201,968	201,968		0009 基本金	28,684,113	28,684,113	
1322 ソフトウェア	275,559	436,259	-160,700	3111 基本金	28,684,113	28,684,113	
1329 退職給付引当資産	12,255,189	11,582,829	672,360	0010 国庫補助金等特別積立金	56,255,386	59,825,614	-3,570,228
1332 人件費積立資産	6,000,000	6,000,000		3211 国庫補助金等特別積立金	56,255,386	59,825,614	-3,570,228
1348 施設整備費積立資産	4,000,000	4,000,000		0011 その他の積立金	20,500,000	19,500,000	1,000,000
1349 修繕費積立資産	7,000,000	7,000,000		3221 人件費積立金	6,000,000	6,000,000	
1350 備品等購入積立資産	2,500,000	2,500,000		3222 施設整備積立金	4,000,000	4,000,000	
1351 工賃変動積立資産	1,000,000		1,000,000	3223 修繕費積立金	7,000,000	7,000,000	
1341 預託金	156,170	156,170		3224 備品等購入積立金	2,500,000	2,500,000	
				3225 工賃変動積立金	1,000,000		1,000,000
				0012 次期繰越活動増減差額	114,636,205	114,155,228	480,977
				3311 次期繰越活動増減差額	114,636,205	114,155,228	480,977
				3312 (うち当期活動増減差額)	1,480,977	8,739,169	-7,258,192
				純資産の部合計	220,075,704	222,164,955	-2,089,251

貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

	資 産 の 部				純 資 産 の 部		
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
資産の部合計	252,728,335	258,723,923	5,995,588	負債及び純資産の部合計	252,728,335	258,723,923	5,995,588

脚注

1. 減価償却費の累計額 170,178,735円
2. 徴収不能引当金の額

貸借対照表内訳表

平成29年 3月31日現在

(単位: 円)

勘定科目	本部	指定就労移行支援	指定就労継続支援 B型	指定共同生活援助	指定相談支援	指定居宅介護	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援	指定障害児通所支援	生活サポート	合計
流動資産	1513370	2851003	50226865	12037118	3808257	1216256	892125	4546763	512007	3658985		80762749
現金預金	141136	426833	35648270	6321836	457757	1216256	880416	2196963	352657	510501		48151524
事業未収金	1872234	1924170	13298595	5350282	3350500		11710	2350800	159350	3148184		30986125
未収金			1280000									1280000
前払費用			365000									365000
固定資産		1864377	64217702	462382	18800193	2017014		78463779		2079139		171965586
基本財産			24262238		17043801			68335870				109541909
土地			5895959		979500			13850000				20524559
建物			18367179		16064201			54585870				85117250
その他の固定資産		1864377	39955464	452382	1756392	2017014		10127909		2079139		62323577
土地			161170									161170
建物			9673734									9673734
構築物			507012							356955		863967
機械及び装置			21									21
車両運搬具			5062112	1	2	502033		2897779		905367		9367294
器具及び備品			7224562	971597	2	1		672342		1		888605
権利			175958		26000							201968
ソフトウェア			276559									276559
退職給付引当資産		1864377	7282356	44304	1712568			534768		816816		12255189
人件費積立資産			1500000	1500000				3000000				6000000
施設整備費積立資産			4000000									4000000
修繕費積立資産			3000000	1000000								7000000
備品等購入積立資産			1000000	1000000		1500000		3000000				2500000
工賃変動積立資産			1000000									1000000
預託金			92970	7480	17820	14980		22920				156170
資産の部合計	1513370	4215380	114444567	15560500	22508450	3233270	892125	83010542	512007	6738124		252728335
流動負債	201041	187235	3127448	1893334	1864350			512768		1228266		8914442
事業未払金	200000		1785935	1206370	843595			132509		230078		4397887
未払費用		92864	889598	522865	690426			519736		870999		326288
預り金	1041											1041
職員預り金		94571	652515	64099	130329			160523		127189		1229226
固定負債		1864377	7282356	44304	1712568			12017768		816816		23798189
設備資金借入金								11483000				11483000
退職給付引当金		1864377	7282356	44304	1712568			534768		816816		12255189
負債の部合計	201041	2051612	10409804	1937638	3376918			12530536		2045082		32652631
基本金			22264113		1320000			5100000				28684113
基本金			22264113		1320000			5100000				28684113
国庫補助金等特別積立金			18325802		11338334			25987500		503750		56255286

貸借対照表内訳表

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	本部	指定就労移行支援	指定就労支援 B型	指定共同生活援助	指定相談支援	指定居宅介護	移動支援	地域活動支援 中心	日中一時支援	指定障害児通所 支援	生活支援	合計
国庫補助金等特別積立金			18325802		11338334			25987500		603750		56255886
その他の積立金			9500000	3500000		1500000		6000000				20500000
人件費積立金			1500000	1500000				3000000				6000000
施設整備積立金			4000000									4000000
修繕費積立金			3000000	1000000				3000000				7000000
備品等購入積立金				1000000		1500000						2500000
工賃変動積立金			1000000									1000000
次期繰越活動増減差額	1312329	2163768	53944848	11122862	6573198	1733270	892125	33292506	512007	3089292		114536205
次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	1312329	2163768	53944848	11122862	6573198	1733270	892125	33292506	512007	3089292		114536205
	-64259	-647602	106335	876042	774036	-209872	4690	-778917	149852	1270572		1480977
純資産の部合計	1312329	2163768	104034763	14622862	19231532	3233270	892125	70380906	512007	3593042		220075704
負債及び純資産の部合計	1513370	4215380	114444567	16560500	22608450	3233270	892125	83010642	512007	5738124		252728335

資金収支計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動	収			
	就労支援事業収入	30,453,000	32,129,494	1,676,494
	就労支援事業収入	30,453,000	32,129,494	1,676,494
	配食事業収入	20,043,000	21,098,420	1,055,420
	室内作業事業収入	720,000	625,672	-94,328
	農作業事業収入	5,380,000	5,619,940	239,940
	清掃委託事業収入	3,460,000	3,678,390	218,390
	その他の事業収入	850,000	1,107,072	257,072
	障害福祉サービス等事業収入	183,570,000	183,256,093	-313,907
	自立支援給付費収入	107,058,000	106,788,502	-269,498
	介護給付費収入	6,000		-6,000
	訓練等給付費収入	104,816,000	104,062,532	-753,468
	地域相談支援給付費収入	56,000	65,970	9,970
	計画相談支援給付費収入	2,180,000	2,660,000	480,000
	障害児施設給付費収入	17,222,000	17,589,414	367,414
	障害児通所給付費収入	16,722,000	17,130,314	408,314
	障害児相談支援給付費収入	500,000	459,100	-40,900
	利用者負担金収入	473,000	532,074	59,074
	補足給付費収入	2,350,000	2,330,000	-20,000
	特定障害者特別給付費収入	2,350,000	2,330,000	-20,000
	特定費用収入	11,039,000	11,181,920	142,920
	その他の事業収入	45,428,000	44,834,183	-593,817
	補助金事業収入	324,000	311,760	-12,240
	受託事業収入	45,104,000	44,522,423	-581,577
	経常経費寄附金収入	550,000	100,000	-450,000
	経常経費寄附金収入	550,000	100,000	-450,000
	受取利息配当金収入	13,000	12,061	-939
	受取利息配当金収入	13,000	12,061	-939
	その他の収入	511,000	579,270	68,270
	受入研修費収入	10,000	6,500	-3,500
	雑収入	501,000	572,770	71,770
	事業活動収入計(1)	215,097,000	216,076,918	979,918
支	人件費支出	137,404,000	136,467,481	936,519
	職員給料支出	79,939,000	79,592,469	346,531
	職員賞与支出	21,307,000	21,199,226	107,774
	非常勤職員給与支出	15,909,000	16,215,158	-306,158
	退職給付支出	2,612,000	2,517,528	94,472
	法定福利費支出	15,937,000	15,754,450	182,550
	その他の人件費	1,700,000	1,188,650	511,350
	事業費支出	19,368,000	18,196,418	1,171,582
	給食費支出	3,992,000	4,072,031	-80,031
	介護用品費支出	85,000	43,896	41,104
	保健衛生費支出	416,000	299,073	116,927
	被服費支出	69,000	73,656	-4,656
	教養娯楽費支出	2,592,000	2,162,635	429,365
	日用品費支出	20,000		20,000
	水道光熱費支出	3,896,000	3,955,786	-59,786
	燃料費支出	10,000		10,000
	消耗器具備品費支出	1,506,000	1,514,994	-8,994
	保険料支出	1,310,000	1,075,260	234,740
	賃借料支出	225,000	216,025	8,975
	教育指導費支出	120,000	1,456	118,544
車両費支出	4,758,000	4,708,228	49,772	
雑支出	369,000	73,378	295,622	
事務費支出	21,487,000	20,199,482	1,287,518	

資金収支計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異	
る 取 支 出	福利厚生費支出	619,000	494,752	124,248	
	職員被服費支出	20,000	14,194	5,806	
	旅費交通費支出	1,461,000	1,197,356	263,644	
	研修研究費支出	794,000	515,774	278,226	
	事務消耗品費支出	901,000	804,065	96,935	
	印刷製本費支出	84,000		84,000	
	水道光熱費支出	1,014,000	1,145,528	-131,528	
	燃料費支出	10,000	4,438	5,562	
	修繕費支出	958,000	828,344	129,656	
	通信運搬費支出	1,401,000	1,426,153	-25,153	
	会議費支出	220,000	68,021	151,979	
	広報費支出	20,000	10,000	10,000	
	業務委託費支出	1,464,000	1,352,631	111,369	
	手数料支出	296,000	317,119	-21,119	
	保険料支出	1,876,000	1,852,410	23,590	
	賃借料支出	1,391,000	1,400,286	-9,286	
	土地・建物賃借料支出	5,767,000	5,754,240	12,760	
	租税公課支出	340,000	303,150	36,850	
	保守料支出	969,000	941,263	27,737	
	渉外費支出	60,000	10,000	50,000	
	諸会費支出	431,000	415,400	15,600	
	その他の費用支出		330,024	-330,024	
	雑支出	1,391,000	1,014,334	376,666	
	就労支援事業支出	30,453,451	31,040,081	-586,630	
	就労支援事業販売原価支出	28,793,451	29,943,549	-1,150,098	
	就労支援事業製造原価支出	28,793,000	29,943,549	-1,150,549	
	就労支援事業仕入支出	451		451	
就労支援事業販管費支出	1,660,000	1,096,532	563,468		
支払利息支出	324,000	323,168	832		
支払利息支出	324,000	323,168	832		
事業活動支出計(2)		209,036,451	206,226,630	2,809,821	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		6,060,549	9,850,288	-3,789,739	
施 設 整 備 等 に よ る 収 支	収入				
	施設整備等寄附金収入	630,000	630,000		
	施設整備等寄附金収入	630,000	630,000		
	施設整備等収入計(4)		630,000	630,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	2,004,000	2,004,000		
	設備資金借入金元金償還支出	2,004,000	2,004,000		
固定資産取得支出	8,169,000	8,160,710	8,290		
車輛運搬具取得支出	2,553,000	2,553,430	-430		
器具及び備品取得支出	5,240,000	5,231,440	8,560		
その他の取得支出	376,000	375,840	160		
施設整備等支出計(5)		10,173,000	10,164,710	8,290	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-9,543,000	-9,534,710	8,290	
そ の 他 の 活 動 に よ る 収 支	収入				
	積立資産取崩収入	297,000	1,059,552	762,552	
	退職給付引当資産取崩収入	297,000	1,059,552	762,552	
	サービス区分間繰入金収入	11,410,000	10,415,000	-995,000	
	サービス区分間繰入金収入	11,410,000	10,415,000	-995,000	
	その他の活動収入計(7)		11,707,000	11,474,552	-232,448
	支出				
	積立資産支出	1,847,000	2,731,912	-884,912	
	退職給付引当資産支出	1,847,000	1,731,912	115,088	
	工賃変動積立金取得支出		1,000,000	-1,000,000	
サービス区分間繰入金支出	11,649,000	10,415,000	1,234,000		
サービス区分間繰入金支出	11,649,000	10,415,000	1,234,000		
その他の活動支出計(8)		13,496,000	13,146,912	349,088	

資金収支計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目	予算	決算	差異
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-1,789,000	1,672,360	116,640
予備費支出(10)	3,616,000	—	3,616,000
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-8,887,451	-1,356,782	7,530,669
前期末支払資金残高(12)	73,202,000	73,205,089	3,089
当期末支払資金残高(11)+(12)	64,314,549	71,848,307	7,533,758

事業活動計算書

(自)平成28年4月1日(至)平成29年3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
収	0074 就労支援事業収益	32,129,494	32,659,107	-529,613
	5331 就労支援事業収益	32,129,494	32,659,107	-529,613
	0075 障害福祉サービス等事業収益	183,256,093	174,907,431	8,348,662
	0076 自立支援給付費収益	106,788,502	101,069,419	5,729,083
	5341 介護給付費収益		3,876	-3,876
	5343 訓練等給付費収益	104,062,532	99,113,943	4,948,589
	5346 地域相談支援給付費収益	65,970	113,420	-47,450
	5348 計画相談支援給付費収益	2,660,000	1,828,180	831,820
	0256 障害児施設給付費収益	17,589,414	16,180,387	1,409,027
	5353 障害児通所給付費収益	17,130,314	15,553,757	1,576,557
	5356 障害児相談支援給付費収益	459,100	626,630	-167,530
	5352 利用者負担金収益	532,074	404,424	127,650
	0077 補給給付費収益	2,330,000	2,138,300	191,700
	5361 特定障害者特別給付費収益	2,330,000	2,138,300	191,700
	5364 特定費用収益	11,181,920	10,719,877	462,043
	0078 その他の事業収益	44,834,183	44,405,024	429,159
	5371 補助金事業収益	311,760	338,584	-26,824
	5372 受託事業収益	44,522,423	44,034,760	487,663
	5373 その他の事業収益		31,680	-31,680
0089 経常経費寄附金収益	100,000	650,000	-550,000	
5541 経常経費寄附金収益	100,000	650,000	-550,000	
サービス活動収益計(1)		215,485,587	208,216,538	7,269,049
ビ ス 活 動 費	0015 人件費	137,332,449	125,551,255	11,781,194
	4112 職員給料	79,592,469	71,927,047	7,665,422
	4113 職員賞与	21,199,226	19,731,739	1,467,487
	4115 非常勤職員給与	16,215,158	15,982,379	232,779
	4117 退職給付費用	3,382,496	3,057,324	325,172
	4118 法定福利費	15,754,450	14,852,766	901,684
	4119 その他の人件費	1,188,650		1,188,650
	0016 事業費	18,196,418	15,453,529	2,742,889
	4211 給食費	4,072,031	3,504,618	567,413
	4212 介護用品費	43,896	41,223	2,673
	4215 保健衛生費	299,073	343,161	-44,088
	4217 被服費	73,656		73,656
	4218 教養娯楽費	2,162,635	2,352,274	-189,639
	4219 日用品費		2,876	-2,876
	4223 水道光熱費	3,955,786	3,929,440	26,346
	4225 消耗器具備品費	1,514,994	526,040	988,954
	4226 保険料	1,075,260	1,085,820	-10,560
	4227 賃借料	216,025	148,770	67,255
	4228 教育指導費	1,456	10,773	-9,317
	4232 車両費	4,708,228	3,461,688	1,246,540
	4234 雑費	73,378	46,846	26,532
	0017 事務費	20,199,482	20,591,969	-392,487
	4311 福利厚生費	494,752	345,543	149,209
	4312 職員被服費	14,194	11,650	2,544
	4313 旅費交通費	1,197,356	1,334,490	-137,134
	4314 研修研究費	515,774	373,390	142,384
	4315 事務消耗品費	804,065	838,159	-34,094
	4316 印刷製本費		14,893	-14,893
	4317 水道光熱費	1,145,528	850,597	294,931
	4318 燃料費	4,438		4,438
	4319 修繕費	828,344	2,697,591	-1,869,247
	4321 通信運搬費	1,426,153	1,221,503	204,650
4322 会議費	68,021	98,675	-30,654	
4323 広報費	10,000		10,000	
増				
減				

事業活動計算書

(自)平成28年4月1日(至)平成29年3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
の 部	4324 業務委託費	1,352,631	1,390,461	-37,830
	4325 手数料	317,119	251,640	65,479
	4326 保険料	1,852,410	1,852,202	208
	4327 賃借料	1,400,286	1,511,916	-111,630
	4328 土地・建物賃借料	5,754,240	5,189,940	564,300
	4329 租税公課	303,150	479,910	-176,760
	4331 保守料	941,263	857,967	83,296
	4332 渉外費	10,000	68,651	-58,651
	4333 諸会費	415,400	431,400	-16,000
	4334 その他の費用	330,024		330,024
	4335 雑費	1,014,334	771,391	242,943
	0018 就労支援事業費用	31,040,081	32,600,250	-1,560,169
	0019 就労支援事業販売原価	29,943,549	31,018,576	-1,075,027
	0020 当期就労支援事業製造原価	29,943,549	31,018,576	-1,075,027
	0021 合計	29,943,549	31,018,576	-1,075,027
	0022 差引	29,943,549	31,018,576	-1,075,027
	0023 就労支援事業販管費	1,096,532	1,581,674	-485,142
	0027 減価償却費	11,897,171	11,797,583	99,588
	4451 減価償却費	11,897,171	11,797,583	99,588
	0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,295,778	-4,558,828	263,050
	4461 国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,295,778	-4,558,828	263,050
	サービス活動費用計(2)	214,369,823	201,435,758	12,934,065
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-1,115,764	-6,780,780	-5,665,016
サ ー ビ ス 活 動 外 増 減 の 部	0093 受取利息配当金収益	12,061	13,799	-1,738
	5821 受取利息配当金収益	12,061	13,799	-1,738
	0098 その他のサービス活動外収益	579,270	857,251	-277,981
	5871 受入研修費収益	6,500	2,000	4,500
	5874 雑収益	572,770	855,251	-282,481
	サービス活動外収益計(4)	591,331	871,050	-279,719
	0033 支払利息	323,168	376,441	-53,273
4811 支払利息	323,168	376,441	-53,273	
サービス活動外費用計(5)	323,168	376,441	-53,273	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	268,163	494,609	-226,446	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-1,383,927	-7,275,389	-5,891,462	
特 別 増 減 の 部	0101 施設整備等寄附金収益	630,000		630,000
	5921 施設整備等寄附金収益	630,000		630,000
	0107 サービス区分間繰入金収益	10,415,000	11,406,000	-991,000
	5963 サービス区分間繰入金収益	10,415,000	11,406,000	-991,000
	0110 サービス区分間固定資産移管収益	385,216	3,481,754	-3,096,538
	5973 サービス区分間固定資産移管収益	385,216	3,481,754	-3,096,538
	特別収益計(8)	11,430,216	14,887,754	-3,457,538
	0042 固定資産売却損・処分損	8	8,802	-8,794
	4932 車輛運搬具売却損・処分損		8,802	-8,802
	4933 器具及び備品売却損・処分損	5		5
	4934 その他の固定資産売却損・処分損	3		3
	0044 国庫補助金等特別積立金積立額	630,000		630,000
	4951 国庫補助金等特別積立金積立額	630,000		630,000
	0048 サービス区分間繰入金費用	10,415,000	11,406,000	-991,000
	4963 サービス区分間繰入金費用	10,415,000	11,406,000	-991,000
	0051 サービス区分間固定資産移管費用	192,608	3,481,754	-3,289,146
	4973 サービス区分間固定資産移管費用	192,608	3,481,754	-3,289,146
0052 その他の特別損失	95,550	-1,472,582	1,568,132	
4981 その他の特別損失	95,550	-1,472,582	1,568,132	
特別費用計(9)	11,333,166	13,423,974	-2,090,808	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-97,050	-1,463,780	-1,366,730	

事業活動計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		1,480,977	8,739,169	-7,258,192
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	114,155,228	110,416,059	3,739,169
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	115,636,205	119,155,228	-3,519,023
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)	1,000,000	5,000,000	-4,000,000
	6321 その他積立金積立額	1,000,000	5,000,000	-4,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	114,636,205	114,155,228	480,977

事業活動内訳表

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		本部	高松地方自治体	高松市自治体 B型	高松市自治体 C型	指定行政支援	指定福祉介護	移動費用	委託金取扱い	日中一時支援	高齢者支援3地区 協	生活支援	活 口	合 計
増	固定資産増損													
	その他の受贈額													
	固定資産売却益													
	車輜運搬具売却益													
	器具及び備品売却益													
	その他の売却益													
	サービス区分間繰入金収益		5,300,000	2,400,000		2,300,000	515,000							10,415,000
	サービス区分間繰入金収益		5,300,000	2,400,000		2,300,000	515,000							10,415,000
	サービス区分間固定資産移管収益			104,000		88,000					192,000			385,216
	サービス区分間固定資産移管収益			104,000		88,000					192,000			385,216
その他の特別収益														
繰戻不能引当金戻入益														
その他の特別収益														
特別収益計(8)		5,300,000	2,504,000		2,288,000	515,000					192,000			11,430,216
減	基本金加入額													
	基本金加入額													
	資産評価損													
	固定資産売却損・処分損				7	1								8
	車輜売却損・処分損													
	器具及び備品売却損・処分損				1	1								5
	その他の固定資産売却損・処分損				3									3
	国庫補助金等特別積立金取崩損(除)											630,000		630,000
	国庫補助金等特別積立金取崩損(除)											630,000		630,000
	国庫補助金等特別積立金積立額													
災害損失														
災害損失														
サービス区分間繰入金費用			4,700,000	2,000,000				515,000		800,000	2,400,000		10,415,000	
サービス区分間繰入金費用			4,700,000	2,000,000				515,000		800,000	2,400,000		10,415,000	
サービス区分間固定資産移管費用														
サービス区分間固定資産移管費用														
その他の特別損失														
その他の特別損失														
特別費用計(9)			4,700,000	2,000,000				515,000		800,000	2,400,000			10,415,000
特別増減差額(10)=(8)-(9)			6,300,000	2,104,000		2,288,000	515,000				192,000			11,430,216
特別増減差額(10)=(8)-(9)			6,300,000	2,104,000		2,288,000	515,000				192,000			11,430,216
当期活動増減差額(11)=(10)+(9)		-81,250	-617,562	-108,335	-816,042	-1,774,335	-209,812	-4,250	-716,917	-149,852	-1,270,672			-1,480,077
当期活動増減差額(11)=(10)+(9)		-81,250	-617,562	-108,335	-816,042	-1,774,335	-209,812	-4,250	-716,917	-149,852	-1,270,672			-1,480,077
前期繰越活動増減差額(12)		1,376,589	2,811,270	61,536,813	10,246,820	6,799,162	1,043,147	387,535	34,071,423	362,165	1,816,620			114,155,228
前期繰越活動増減差額(12)		1,376,589	2,811,270	61,536,813	10,246,820	6,799,162	1,043,147	387,535	34,071,423	362,165	1,816,620			114,155,228
当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1,295,339	2,193,708	61,428,478	9,430,778	5,024,827	1,038,897	383,285	33,354,506	212,313	645,948			112,675,151
当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1,295,339	2,193,708	61,428,478	9,430,778	5,024,827	1,038,897	383,285	33,354,506	212,313	645,948			112,675,151
基本金取崩額(14)														
基本金取崩額(14)														
その他の積立金取崩額(15)														
その他の積立金取崩額(15)														
その他の積立金積立額(16)														
その他の積立金積立額(16)														
その他の積立金積立額														
その他の積立金積立額														
当期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,312,329	2,163,768	61,417,618	9,430,778	5,024,827	1,038,897	383,285	33,354,506	212,313	645,948			114,636,205
当期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,312,329	2,163,768	61,417,618	9,430,778	5,024,827	1,038,897	383,285	33,354,506	212,313	645,948			114,636,205

社会福祉法人秀溪会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (二) 地域活動支援センターの経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人秀溪会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県国東市武蔵町手野1065番2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について

の細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬等は支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に

報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大分県国東市武蔵町手野 1065 番 2 所在の秀溪園 敷地 (632.00 平方メートル)

(2) 大分県国東市武蔵町手野 1065 番 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建秀溪園 園舎 1 棟 (379.43 平方メートル)

(3) 大分県国東市武蔵町手野 1195 番 2 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建秀溪園 倉庫兼作業場 1 棟 (82.25 平方メートル)

(4) 大分県国東市武蔵町手野 1095 番地 3 所在の鉄骨造スレート葺平家建秀溪園 倉庫兼作業所 1 棟 (103.98 平方メートル)

(5) 大分県国東市武蔵町手野 1424 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建秀溪園 倉庫兼作業所 1 棟 (75.00 平方メートル)

(6) 大分県国東市武蔵町手野 1148 番地所在の障害者生活支援センター「タイレシ」敷地 (316.00 平方メートル)

(7) 大分県国東市武蔵町手野 1148 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 障害者生活支援センター「タイレシ」事務所 1 棟 (111.72 平方メートル)

(8) 大分県国東市国見町岐部字薬師原 3910 番 2 所在の秀溪園国見分場 敷地 (1403.33 平方メートル)

(9) 大分県国東市国見町岐部字薬師原 3910 番地 2 所在の木造セメント瓦葺平家建秀溪園国見分場 作業所 1 棟 (255.05 平方メートル)

(10) 大分県国東市武蔵町古市 1096 番 1 所在の地域活動支援センターぽけっと 敷地
(882.00 平方メートル)

(11) 大分県国東市武蔵町古市 1096 番 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 地域活動支援センターぽけっと 障害者支援施設 1 棟 (402.96 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、国東市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、国東市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

(2) 生活サポート事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決

議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、国東市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国東市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人秀溪会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	古 城	晋
理 事	古 城	規 子
〃	平 塚	脩
〃	藤 井	文 朗
〃	高 橋	静 夫
〃	是 松	勤
監 事	阿久根	求
〃	立 本	義 金

附 則

この定款は、昭和56年11月12日より施行する。

附 則

この定款は、昭和56年12月28日より施行する。

附 則

この定款は、昭和57年9月22日より施行する。

附 則

この定款は、昭和59年9月7日より施行する。

附 則

この定款は、昭和62年10月17日より施行する。

附 則

この定款は、平成2年10月5日より施行する。

附 則

この定款は、平成6年2月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成7年8月8日より施行する。

附 則

この定款は、平成9年5月24日より施行する。

附 則

この定款は、平成10年2月5日より施行する。

附 則

この定款は、平成12年10月2日より施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成14年2月7日より施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成16年3月16日より施行する。

附 則

この定款は、平成16年5月18日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年2月8日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月28日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年8月22日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年9月20日より施行する。

附 則

この定款は、平成19年1月24日より施行する。

附 則

この定款は、平成21年7月28日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年2月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年3月24日より施行する。

附 則

この定款は、平成26年3月7日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条で定める評議員の人数は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日現在

252,728,335円

I 資産の部

1 基本財産

(内 訳)

(1) 土地

国東市武蔵町手野 1065 番 2 所在の土地 1 筆	632㎡	
㎡単価 4,992円		総額 3,155,000円
国東市武蔵町手野 1148 番地所在の土地 1 筆	316㎡	
㎡単価 3,100円		総額 979,600円
国東市国見町岐部 3910 番地 2 所在の土地 1 筆	1403.33㎡	
㎡単価 1,952円		総額 2,740,059円
国東市武蔵町古市 1096 番 1 所在の土地 1 筆	882㎡	
㎡単価 15,476円		総額 13,650,000円

(2) 建物

国東市武蔵町手野 1065 番 2 所在の建物	11,572,433円
国東市武蔵町手野 1195 番 2 所在の建物	117,710円
国東市武蔵町手野 1095 番地 3 所在の建物	2,603,837円
国東市武蔵町手野 1424 番地 2 所在の建物	4,073,198円
国東市武蔵町手野 1148 番地所在の建物	16,064,201円
国東市国見町岐部 3910 番地 2 所在の建物	1円
国東市武蔵町古市 1096 番 1 所在の建物	54,685,870円

2 運用財産

(内 訳)

(1) 土地

国東市武蔵町手野 1276 番 5 所在の土地 1 筆	2,082㎡	
㎡単価 9円		19,466円
国東市武蔵町手野 1276 番 1 所在の土地 1 筆	15,156㎡	
㎡単価 9円		141,704円

(2) その他の固定資産 62,162,507円

(3) 流動資産 80,762,749円

II 負債の部

(内 訳)

(1) 流動負債 8,914,442円

(2) 固定負債 23,738,189円

III 差引正味財産

220,075,704円